

国、代執行手続きへ

国交相「取り消し違法」



米軍普天間飛行場の移設先とされる米軍キャンプ・シュワブ沿岸
2014年7月20日午後、名護市辺野古

辺野古埋め立て

【東京】政府は27日の閣議で、米軍普天間飛行場の辺野古移設に関する県の埋め立て承認取り消し処分は「違法だ」として、地方自治法に基づく代執行の手続きに入ることを全会一致で了解した。国が地方公共団体の法定受託事務に対して代執行の手続きを取るのは初めてとなる。石井啓一国交相は同日午前の閣議後会見で「翁長知事の違法な埋め立て承認の取消処分は著しく公益を害する」として県に対して28日に是正勧告文書を郵送する考えを示した。

あす県に是正勧告郵送

石井氏は会見で「審査請求の審査過程で今回の翁長知事による取り消し処分は公有水面埋立法に照らして、違法であると判断するに至った。すなわち、仲井真前知事が行った埋め立て承認は適法でなされたものであるにも関わらず、これを取り消した翁長知事の処分は違法だ」と説明した。さらに防衛省が知事の効力を一時停止するために提出した執行停止申立書についても「普天間飛行場の移設事業の継続が不可能となり、飛行場周辺住民などが被る危険性が継続するなど重大な損害が生じる」として、防衛省の訴えを全面的に認めることも決定した。

執行決定書は27日に発送し、沖縄防衛局に到着すると効力を発する。

沖縄防衛局は14日に執行停止申立書と行政不服審査法に基づく審査請求を国交省に提出。県は防衛局に反論する形で21日にその意見書と弁明書を国交省に提出していた。